

## 平成27年知内町議会第1回定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 平成27年3月13日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年3月13日（金） 午後 1時00分
- ◎ 閉会日時 平成27年3月13日（金） 午後 4時30分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	(松崎輝幸)
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
教育長	田中健一
教育次長	福井誠一郎
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
給食センター長	(福井誠一郎)
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成 27 年知内町議会第 1 回定例会議事日程

(第 2 号)

平成 27 年 3 月 12 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2 番、木村 一君 8 番、吉田峰一君
第 2	議案第 9 号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 3	議案第 10 号	知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について
第 4	議案第 11 号	矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について
第 5	議案第 12 号	知内町子ども発達支援センター条例の制定について
第 6	議案第 13 号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
第 7	議案第 14 号	知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
第 8	議案第 15 号	保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
第 9	議案第 16 号	知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について
第 10	議案第 17 号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 11	議案第 18 号	知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
第 12	議案第 19 号	知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
第 13	議案第 20 号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 21 号	知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 15	議案第 22 号	知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について
第 16	議案第 23 号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第 17	議案第 24 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 18	議案第 25 号	知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
第 19	議案第 26 号	知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について
第 20	議案第 27 号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について
第 21	議案第 28 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第 22	議案第 29 号	平成 27 年度知内町一般会計予算について
第 23	議案第 30 号	平成 27 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第 24	議案第 31 号	平成 27 年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第 25	議案第 32 号	平成 27 年度知内町介護保険特別会計予算について
第 26	議案第 33 号	平成 27 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第 27	議案第 34 号	平成 27 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

日程	議件番号	議 件 名
第 28	議案第35号	平成27年度知内町水道事業会計予算について 議案第9号から議案第35号までの27議案 一括予算審査特別委員会（付託質疑）

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

5番からは少し遅れるという連絡が入っておりますので。9番ももうじき来ると思います。只今の出席議員数は、8人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、木村一君及び8番、吉田峰一君を指名します。

● 議案第9号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第9号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』から日程第22、議案第35号、『平成27年度知内町水道事業会計予算について』の27議案は、いずれも平成27年度予算に関する議案であります。

したがって、この27議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、以上の27議案は、一括議題とすることに決定しました。

これから議題となった議案9号から順次提案理由の説明を求めます。

議案第9号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第9号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

知内町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー1、総務企画課関係の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一部改正の内容であります。平成26年8月7日に出されました人事院勧告に基づくもので、改正の概要は、①と致しまして、給与配分の見直しのため、給料表を平均2%引き下げるもの。それと②として、平日深夜勤務に対し、新たに管理職員特別勤務手当を支給する。③と致しまして、気象データの更新に基づき、寒冷地手当の支給地域の見直しをするものであります。なお、③につきましては、次の議案第10号で提案をしているものです。なお、2ページから8ページまでには、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

議案の5ページに戻っていただきたいと思います。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

---

● 議案第10号 知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例  
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第10号、『知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第10号、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について。

知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を次のように改正する。

知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例。

知内町職員に対する寒冷地手当支給条例（昭和55年条例第23号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほど資料で説明しましたとおり、寒冷地手当の支給地域の見直しによる人事院勧告に基づき改正をするものであります。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

なお、総務企画課資料9ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

---

● 議案第11号 矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第11号、『矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第11号、矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について。

矢越山荘の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、他地域との交流の推進による小谷石地域の活性化と地域振興に資するため、今回整備致しました矢越山荘を適正に管理するため、必要な事項を定めるためのものであります。

内容につきましては、政策室長から説明を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

矢越山荘の設置及び管理に関する条例でございます。

第1条は、地域活性化に向けて建設を致しました矢越山荘の管理、運営など、この条例の制定の目的を定めるものでございます。

第2条は、施設の名称を矢越山荘とし、設置位置を定めているものでございます。

第3条は、施設の管理者を定める規定であります。町長が管理することと致しながらも、団体等に管理を委託できる旨を定めているものでございます。

第4条、第5条は、施設の使用承認及び使用者の責務など、施設利用にかかる一般規定でございます。特徴的なことと致しましては、第5条の後段でございます。特に矢越山荘が木造の施設であることに鑑み、火気の使用にあたっては、特別の注意を持って使用しなければならないという旨を規定しております。

第6条は、施設の使用料金を別表で定めているものでございます。なお、1号から6号までの規定で、公共的団体等が利用する場合の使用料金の減免の規定もしてございます。

第7条は、施設の利用に関して、破損した場合の損害賠償責務を課せるものでございます。

第8条と第9条は、指定管理者による管理を可能とするための規定でございます。

3ページ、最後の附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上です。

---

● 議案第12号 知内町子ども発達支援センター条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第12号、『知内町子ども発達支援センター条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第12号、知内町子ども発達支援センター条例の制定について。

知内町子ども発達支援センター条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

障害やその心配のある児童を対象に早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行い、児童とその家族に対して、相談、指導、援助をするための地域の拠点として、子ども発達センターを設置することに伴い、対象や事業等について本条例で定めるものであります。

条例の内容につきましては、生活福祉課長より説明致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、1 ページです。知内町子ども発達支援センター条例。

第1条の目的ですけれども、発達支援の必要が認められる児童及びその家族に対して、適切な指導、支援、相談等を行うことにより、当該児童及びその家族の福祉の向上を図るため、子ども発達支援センターを設置するものです。

第2条として、名称及び位置ですけれども、子ども発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称は、知内町子ども発達支援センター。場所ですけれども、知内町字重内31-130。保健センター内に設置します。

第3条は、対象者です。知内町子ども発達センターを利用することができる者は、町内に住所を有する次に掲げるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りとしなない。1つとしまして、心身障がい有し、またはその疑いがある児童及びその家族。2番目としまして、18歳に到着した者のうち、継続した発達支援を受ける必要が認められる者及びその家族。

第4条ですけれども、事業です。発達センターは、次の事業を行う。1つ目として、児童の発達相談及び評価すること。(2)として、児童及びその家族の相談及び生活支援に関すること。(3)は、関係機関への訪問及び連絡調整に関すること。(4)として、前3号に掲げるもののほか、児童及びその家族の発達支援に関すること。

2項としまして、発達支援センターは、前項に掲げる事業を適切に実施するため、発達プラン等の個別支援計画を策定するものとする。

第5条と致しまして、職員です。発達支援センターには、児童発達支援事業等に必要な職員を置く。

第6条は、委任です。この条例の施行に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

なお、今年度の事業内容については、予算説明資料見だし2、生活福祉課の5ページに掲載してありますので、ご参照願いたいと思います。よろしくお願ひします。

---

● 議案第13号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第13号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第13号、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について。

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のように制定する。

本条例につきましても、子ども子育て支援法の施行に伴い、教育、保育を利用する子どもについての施設型給付の認定区分や給付の内容が整理されたため、新たに本条例で必要

な事項を定めるものであります。

条例の内容につきましては、生活福祉課長より説明を致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例については、予算説明資料見だし2の生活福祉課、説明資料の6ページで概要を説明しますので、6ページをお開きください。

それでは、子ども子育て支援制度開始に伴う主な変更点を説明致します。

1つ目としまして、保育時間です。保育時間は、従来午前7時45分から午後5時だったものが、両園とも7時30分から午後6時半ということで、標準と短期時間に分かれまます。標準の場合は、今、言いましたとおり午前7時半から午後6時半まで。短期については、午前8時から午後4時までとなっております。

それから、2番目の保育料の算定ですけれども、従来は前年度の所得税の算定でしたけれども、新しい制度は、前々年度の町民税、所得割4月分から8月分までと前年度の町民税、所得割9月分から3月分までというふうに変更になります。

3番目としまして、町の保育料です。認定基準が2号、3号というふうには保育所の場合になりますので、その3歳未満児と3歳以上児の標準時間保育短時間料金がそれぞれ設定になります。それで、従来の保育徴収基準月額が新しくなる保育標準時間の額と同等になっております。保育短時間については、標準時間のおよそ1.7%から1.8%の減額になっております。

それでは、本文に戻りまして、知内町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例。

第1条は、趣旨です。第2条については、定義です。第3条は、利用者負担額の部分です。第4条については、利用者負担額の減免についてです。第5条として、委任です。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

---

● 議案第14号 知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第14号、『知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第14号、知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

本条例につきましては、子ども子育て関連3法の施行に伴い、昨年第4回定例会において、知内町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定したところでありますが、本条例が本年4月から実施されることに伴い、条例を廃止するものであります。

次のページをお開きください。知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

知内町保育の実施に関する条例（平成9年条例第17号）は、廃止する。  
附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
以上であります。よろしくお願い致します。

---

● 議案15号 保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第15号、『保育料徴収条例を廃止する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第15号、保育料徴収条例を廃止する条例の制定について。

保育料徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

本条例につきましては、先ほどの議案第13号の条例制定に伴い、廃止するものであります。

次のページをお開きください。保育料徴収条例を廃止する条例。

保育料徴収条例を廃止する条例（昭和30年条例第15号）は、廃止する。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上であります。  
よろしくお願い致します。

---

● 議案第16号 知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第16号、『知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第16号、知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について。

知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

本条例につきましても、先ほどの議案第13号の条例に伴い、廃止するものであります。

次のページをお開きいただきます。知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例。

知内町立幼稚園の保育料等徴収条例（昭和51年条例第22号）を廃止する。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上であります。  
よろしくお願い致します。

---

● 議案第17号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第17号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、議案第17号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料見だし2の生活福祉課説明資料の8ページで説明致しますので、8ページをお開きください。第4条、保険料率ですが、平成27年度から平成29年度までは、現行の6区分から9区分になり、月の保険料標準で現行4,400円から5,300円に改定となっています。

次に6条の3項については、区分が9区分になることにより、字句追加及び文言の整理です。

附則として、第1条、平成27年4月1日から施行する。

経過措置の部分で、第2条ですけれども、第2条の経過措置については、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、従前によるものです。

第3条については、介護予防、日常生活支援総合事業等にかかる経過措置ですが、要支援者については、町が行うことになることから、体制整備の必要に鑑み、円滑を図るため、平成29年4月1日から行うものとするものです。

第4条から第6条については、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、コーディネーターの廃止等ですけれども、及び認知症総合支援事業、認知症初期集中支援チームの設置等についても、円滑な実施をするため、平成30年4月1日より行うものです。

それでは、議案に戻りまして、説明します。1ページをお開きください。

知内町介護保険条例の一部を改正する条例。

知内町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。第4条、保険料でございます。

第6条第3項については、6区分から9区分になったためによるものです。

先ほど説明しましたので、中身は省略させていただきます。

附則について、施行日、第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

---

● 議案第18号 知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第18号、『知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について』を説明求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第18号、知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨でありませんが、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターが

包括的支援事業を実施するため、地域包括支援センターの職員にかかる基準や包括的支援事業の基本方針など、必要な基準について条例で定める必要があることから本条例を制定するものであります。

なお、本条例は、平成27年4月1日からの施行であります。

条例の内容につきましては、生活福祉課長から説明を致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について。今まで、厚生労働省令により、全国一律に定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための必要な基準及び指定介護予防事業に関する人員及び運営等の基準について、市町村の条例で定めることになりました。

それでは、予算説明資料見だし2の生活福祉課説明資料10ページで説明しますので、10ページをお開きください。条例と厚生労働省の基準との対照表です。条例の名称、知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。それに厚生労働省の基準の名称。介護保険法第115条の46第5項の厚生労働省で定める基準。根拠法令は、介護保険法第115条の46第4項、介護保険法第115条の46第5項、介護保険法施行規則第140条の66によるものです。条例の公正は、第1条から第5条までの公正となっております。第1条は、趣旨。第2条は定義。第3条は、包括的支援事業の基本方針。第4条は、地域包括支援センターの職員にかかる基準及び当該職員の数。第5条、適切、公正、かつ、中立な運営の確保となっております。

それでは、議案に戻りまして、1ページをお開きください。知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨から第5条の適切、公正、かつ、中立な運営の確保まで、説明資料で説明しましたので、省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

---

● 議案第19号 知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第19号、『知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第19号、知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨であります。介護保険法の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に関し、必要な事項を定めるとともに、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものであります。

内容につきましては、生活福祉課長から説明を致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例ですけれども、この条例についても先ほど議案第10号で説明したとおり、市町村で条例を定めることになりました。

それでは、予算説明資料見だし2の生活福祉課説明資料の11ページで説明しますので、11ページをお開きください。条例と厚生労働省の基準と対照表です。条例の名称、知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。厚生労働省の基準の名称。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準。平成18年3月14日厚生労働省省令第37号。根拠法令は、介護保険法第58条第1項介護保険法第59条第1項第1号、介護保険法第115条の2第2項の第1号、介護保険法第115条の24、介護保険法施行規則第140条の34の2によるものです。条例の公正は、第1章、総則から、第7章の基準該当介護予防支援の事業に関する基準までの構成からなっており、第1条から第34条まであります。条例の条項については、第1条、趣旨。第2条、指定介護予防支援事業者等の指定にかかる申請の要件。第3条、基本方針。第4条、従業員の員数。第5条、管理。第6条、内容及び手続の説明及び同意。第7条は、提供拒否の禁止。第8条、サービス提供困難時の対応。第9条、受給資格等の確認。第10条、要支援認定の申請に係る援助。第11条、身分を証とする書類の携行。第12条、利用料等の受領。第13条、保険給付の請求のための証明書の交付。第14条、指定介護予防支援の業務の委託。第15条、法定代理受領サービスに係る報告。第16条、利用者に対する介護予防サービス計画の書類の交付。第17条、利用者に関する町への通知。第18条、管理者の責務。第19条、運営規程。第20条勤務体制の確保。第21条、設備及び備品。第22条、従業員の健康管理。第23条、掲示。第24条、秘密保持。第25条、広告。第26条、介護予防サービス事業者の利益収受の禁止等。第27条、苦情処理。第28条、事故発生時の対応。第29条、会計区分。第30条、記録の整備。第31条、指定介護予防支援の基本取扱い方針。第32条、指定介護予防支援の具体的取扱い方針。第33条、介護予防支援の提供にあたっての留意点。第34条、基準該当介護予防支援の事業に関する基準からなっております。

それでは、議案に戻りまして、1ページをお開きください。知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

第1章の総則から第7章の基準該当介護予防支援の事業に関する基準まで、説明資料で説明しましたので、省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

● 議案第20号 知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第20号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第20号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

介護サービス等の基準については、地方分権一括法により介護保険法平成9年法律第123号が改正されたことに伴い、厚生労働省省令の基準として各自治体が条例で定めるとされています。知内町においても、平成25年第1回定例会において、条例について制定となりましたが、厚生労働省省令が改正され、平成27年4月1日より施行されることになることから、本町の条例についても改正が必要となったため、条例の一部を改正となるものです。主な改正点は、名称の変更、登録定員の変更、利用定員の変更、条例の項の削除及び変更でございます。条例の名称ですけれども、現行、複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護、指定複合サービス事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、複合サービス従事者が看護小規模多機能型居宅介護従事者、地域密着型介護予防サービスが指定地域密着型介護サービス、指定介護老人福祉施設が指定介護老人福祉施設、または、指定地域密着型介護老人福祉施設に改正するものです。登録定員の変更ですが、第85条の第1項及び194条第1項、現行25人を29人に改正するものです。また、利用定員の変更につきましては、第85条第2項及び194条第2項、現行15人をそれぞれ登録定員によって16人から18人に改正するものです。

それでは、議案に戻りまして、1ページをお開きください。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

概要を説明致しましたので、省略をさせていただきます。なお、予算説明資料見だし2の生活福祉課説明資料の13ページから37ページに新旧対照表があります。ご参照願いたいと思います。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

● 議案第21号 知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第21号、『知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。  
生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第21号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

先ほど議案第20号で説明したとおり、地方分権により介護保険法が改正されて、平成25年第1回定例会において、条例についても制定になりました。このことについても、平成27年4月1日より施行されることから、本町の条例についても、改正が必要となったため、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、名称の変更と登録定員の変更、利用定員の変更、条例の項の削除及び変更でございます。名称でございますけれども、現行、複合サービスが看護小規模多機能型居宅介護に改正するものです。登録定員の変更ですが、第47条第1項、現行25人を29人に改正するものです。また、利用定員の変更についても、第47条第2項、現行15人をそれぞれ登録定員によって16から18に改正するものです。

それでは、議案に戻りまして、1ページをお開きください。知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

概要を説明致しましたので、省略させていただきます。なお、予算説明資料見だし2の生活福祉課説明資料38ページから47ページに新旧対照表があります。ご参照願いたいと思います。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

● 議案第22号 知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第22号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第22号、知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

知内町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、地方自治法第96条第2項及び

知内町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求める。

本計画は子ども子育て関連3法の施行により、本町における幼児教育保育地域の子ども子育て支援を総合的に推進するため策定するものであり、計画期間は、平成27年4月から平成32年3月までの5か年の計画であります。計画の内容につきましては、生活福祉課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

知内町子ども子育て支援事業計画策定については、平成24年8月に子ども子育て支援法、認定子ども園法の一部改正、関係法律の整備等に関する法律、いわゆる子ども子育て3法を整備し、幼児教育保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するための新制度が平成27年度からスタートすることになり、地方公共団体に対して、子ども子育て支援計画が義務づけられました。本町においても、次世代育成支援計画にかわり、子ども子育て支援のニーズを反映し、幼児期における質の高い教育、保育や、各種子ども子育て支援事業の実施に向けて作成することとしました。策定にあたり、子ども子育て支援に関するニーズ調査や各種の現状、課題を把握し、日常的に子ども子育て支援に深く関わる立場にあり、保育、教育、保健、福祉関係者からなる知内町子ども子育て会議を設置し、会議を4回開催したところであります。計画の期間については、平成31年度までの5か年となっております。計画の内容については、第1章、子ども子育て支援計画の基本的事項から第10章、子ども子育て支援事業計画の推進からの構成となっております。計画表については、別紙配付のとおりですけれども、内容については、2月19日の議会全員協議会で説明しておりますので、省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

---

● 議案第23号 知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第23号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第23号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。

知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第6期計画を策定したいので、地方自治法第96条第2項及び知内町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求める。

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、本町の高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるように必要なサービスの提供体制の整備や取り組むべき方策等について定めるものであり、計画期間は、平成27年4月から平成30年3月までの3か年の計画であります。計画の内容につきましては、生活福祉課長より説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、平成12年に介護保険制度が施行され、高齢者人口も年々増加の傾向にあります。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、本町においても増加する見込みであり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみ、さらには認知症である方が増加することも見込まれます。このような状況を踏まえ、知内町の高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、一人一人が笑顔があふれ、心豊かで温もりのある町を目指し、必要なサービス提供体制の整備や取り組むべき方策をこの度、第6期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により展開を図ろうとするものです。策定にあたり、介護保険運営協議会を3回開催し、検討を重ねてきたところであります。本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき策定するものです。計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。また、3か年の介護保険費の費用額を算出した結果、介護保険料を平成26年度まで月額で4,400円を平成27年度より月額標準で5,300円に改定するものです。計画の構成については、第1章の計画の基本事項から第9章の計画の推進に向けてまでの構成になっております。計画書は、別紙配付のとおりでございますけれども、内容については、2月19日の議会全員協議会で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

---

● **議案第24号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

◎ **議長（伊藤政博）**

次に日程第17、議案第24号、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』説明を求めます。  
副町長。

◎ **副町長（網野 真）**

議案第24号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、地方教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定など、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の整理が必要となったことから条例制定するものであり、一部、経過措置の条文を除き、本年4月1日からの施行であります。条例の内容につきましては、総務企画課長より説明致します。よろしくお願い致します。

◎ **議長（伊藤政博）**

総務企画課長。

◎ **総務企画課長（手塚恵一）**

それでは、説明は資料で行いますので、見だしナンバー5、教育委員会関係の1ページをお開きいただきたいと思います。見だしナンバー5の教育委員会関係の1ページです。今回の条例改正は、今、説明致しました趣旨でございます。それで、改正の概要であります。1から4番まであります。それで、まず、1点目が教育行政の責任の明確化であり、現在の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこと、それと、その教育長は、

首長が議会の同意を得て任命することになります。また、新たな教育長は、特別職になります。２点目と致しまして、首長が新たに首長と教育委員会からなる総合教育会議を設置し、施策の大綱を策定し、教育行政を進めることとあります。３点目は、国の関与の見直しであり、いじめによる自殺の防止等、緊急の必要がある場合、文部科学大臣が教育委員会に対し、指示できることを明確化したものであります。４点目は、その他として、現在の教育長は、教育委員としての任期満了までは、従前の例により在職するものであるということとあります。この法律改正によりまして、議案に記載のとおり、知内町職員定数条例ほか７条例を一部改正し、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するための条例であります。なお、総務企画課資料の１９ページから２８ページまで新旧対照表を掲載してございますので、参照いただきたいと思います。

議案の３ページに戻っていただきたいと思います。

附則と致しまして、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

第２項以降は、教育長の任期満了までの経過措置について規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第２５号 知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第１８、議案第２５号、『知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第２５号、知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日及び休暇や職務の専念する義務の免除等について定めるためのものであり、本年４月１日からの施行であります。

条例の内容につきましては、総務企画課長より説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、条例の説明を致します。今回の条例につきましては、先ほどの議案第２４号の条例で廃止した教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例にかわり、新たに教育長の勤務時間等について定めるための条例であります。

附則と致しまして、この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

第２項は、経過措置についての規定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第26号 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第26号、『知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

教育委員会次長。

◎ 教育次長（福井誠一郎）

議案第26号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について。

知内町民プール管理運営条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例。

知内町民プール管理運営条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。

4条を5条とし、3条の次に次の1条を加えるということで、今回、使用料について付け加えさせてもらいました。別表の中で、中学生以下、高校生、町内に住所を有する高校生と知内高校生及び65歳以上の町内在住者については、使用料を無料とする。それと、町内以外に住んでいる高校生につきましては、1日券200円、高校生以上65歳以下の方については、1日券300円とするということで、回数券につきましては、大人の方は7,500円、町外在住の高校生につきましては5,000円とするものでございます。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

---

● 議案第27号 知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第27号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第27号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

今回の指定につきましては、指定期間満了に伴い、新たに3年間指定するための提案であります。

記と致しまして、公の施設の名称、知内町健康保養センター。指定管理者の名称、株式会社スリーエス。指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

---

● 議案第28号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、議案第28号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定

について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第28号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めます。

今回の指定は、指定期間満了に伴い、新たに3年間指定するための提案であります。

記と致しまして、公の施設の名称、知内町青少年交流センター。指定管理者の名称、株式会社スリーエス。指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

---

● 議案第29号 平成27年度知内町一般会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第22、議案第29号、『平成27年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は、はじめに平成27年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次担当課長より説明を求めます。

最初に平成27年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

それでは、お手元の平成27年度一般会計予算の編成について説明をさせていただきます。はじめに、予算編成の基本的な考え方について、ご説明を申し上げます。

我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いており、雇用、所得環境の改善が見られる中で、各種政策の効果により、更なる回復が期待されているところですが、地方においては、依然としてそれを実感するに至っていない状況であります。国では、平成27年度予算の概算要求において、中期財政計画に沿って前々年度予算から引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化に向けた目標の双方達成を目指し、メリハリの付いた予算とするため、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう進めています。具体的には、年金、医療等の自然増への対応、地方交付税交付金等の中・長期財政計画との整合性の確保。事務的経費の抑制と抜本的な見直しのもとで、基礎的な維持、東日本大震災の復興対応、裁量的経費の圧縮などを行い、その一方で、予算の重点化を進めるために、新しい日本のための優先課題推進を設け、これらに該当する経費について、上乘せを進めることとしています。財源となる消費税については、税制抜本改革法に基づき、消費税率の二段階引上げを予定していますが、景気条項に則って判断することとしているなかで、年金、医療、介護及び子育ての社会保障の更なる充実、地方への好循環拡大に向けて、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を実現するための総合戦略など、今後の動向については、常に注視していく必要があります。

こうした状況の中、当町においては、財政の健全化を図ることで実質公債費比率については、平成25年度決算で15.9%となり、基金残高は平成26年度決算見込みで、3

2億5,282万7千円であり、財政状況の改善が伺えるところであります。今後においても、楽観視することなく、更なる財政の健全性を高めるために、なお一層の効率的な予算編成に努めてまいります。

平成27年度予算を編成するにあたり、歳出面では、1として、普通建設事業であります。補助事業費については、当初予算計上分では、社会保障税番号制度にかかる総合行政システム改修事業、産地水産業強化支援、さけ・ますふ化場河川水取水施設整備事業、知内町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検委託事業、新知内橋ほか3橋の補修調査委託事業、涌元小学校スクールバス更新事業などにより、前年当初に比べ、4,854万9千円の増となっております。

年度間においては、知内町公営住宅等長寿命化計画に基づく、アカシヤ・紅葉団地の住環境の改善事業、同じくサクラ団地解体工事などの予算計上を予定しております。

単独事業費については、消防救急デジタル無線整備事業、スポーツセンター等耐震改修工事、6町による戸籍システム電算共同運用事業、複合施設周辺舗装整備、平成26年度からの2か年事業の庁舎照明LED化事業、湯ノ里小学校複合施設化事業、矢越山荘管理運営事業、公有財産台帳整備業務委託、湯の里保育所解体工事、知内中学校トイレ環境整備事業などですが、前年度当初に比べ、2億4,363万7千円の減となっております。年度間においては、物産館大規模改修にかかる基本実施設計委託費及び工事費、除雪機格納庫建設設計業務及び建設事業、青函トンネル展望テラス整備事業、知内高校校舎外壁タイル面打診調査委託事業、中央公民館外壁タイル面打診調査委託事業、移住促進住宅解体工事など、年度間の普通建設単独事業としては、1億697万9千円の予算計上を予定しております。

2と致しまして、公債費であります。前年度当初比で212万円の減少となっております。要因としては、平成24年度借入れの庁舎耐震改修整備にかかる緊急防災減災事業債、平成23年度借入れのスクールバス更新事業にかかる過疎債及び臨時財政対策債の元金償還の返しにより元金で661万2千円の増加となっておりますが、平成元年借入れの義務教育債等の償還終了により、支払利息が873万2千円の減となったことに伴い、公債費総額では減少しております。

今後も地方財政措置率の高い、辺地債・過疎債の活用による町財政の負担軽減と公債費の抑制を念頭におきながら、起債の発行に努めてまいります。

一方、歳入面では普通交付税を試算するにあたり、地方財政計画を基本とした上で、当町の特殊事情を考慮して、予算を計上致しました。

具体的には、基準財政収入額は、固定資産税償却資産分で1,100万1千円の減、町民税で1,495万9千円の減などに対し、地方消費税交付金の2千万円増などの要因から前年比で300万円の減となっております。基準財政需要額のうち、公債費、事業費補正を含むであります。2,207万8千円の減、地域経済雇用等対策費においては、国のマクロベースで29.3%の減となっておりますが、地方においては、それ以上の減額が見込まれていることから、当町においては、4,524万9千円の減などにより、人口減少等特別対策事業費で2,547万2千円の増などにより、国の交付税総額で前年比0.1兆円減に対し、当町における普通交付税は18億1,110万円、特別交付税を1億4千万円、臨時財政対策債を1億3,500万円と試算致しました。

以上、平成27年度予算編成の概要についてご説明致しましたが、当初予算規模では前年度当初比で3,978万円の減の39億2,422万円となっております。これに補正予算計上予定額を含めた見込みでは前年度比2億222万7千円減の40億9,202万

5千円となっております。

なお、主な事業につきましては、平成27年度予定事業調資料を参照願います。

平成27年度年度間財政規模の概要であります。

1として、総額では40億9,202万5千円、うち当初計上額は39億2,422万円、前年当初比で3,978万円の減であります。

2番として、歳入であります。(1)町税、総額で6億4,915万2千円、前年当初比で2,808万7千円の減であります。町民税は1億6,640万1千円、うち個人町民税1億3,929万円、固定資産税は4億2,668万9千円であります。

(2)地方交付税は、総額で19億5,110万円、うち当初計上額19億5,110万円、うち当初計上額19億1,049万5千円で、前年当初比1,888万5千円の減であります。

(3)国庫支出金であります。総額2億543万2千円、うち当初計上額1億9,643万1千円で、前年当初比4,214万2千円の増であります。主な計上額であります。障害者等福祉費負担金4,700万円。児童手当負担金4,522万6千円。産地水産業強化支援事業3,858万3千円。社会資本整備総合交付金。橋梁長寿命化補修事業2,028万円。公営住宅等長寿命化改善事業追加分であります。900万円。保育所運営費負担金1,924万円。社会保障税番号制度システム整備補助金779万8千円。インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託金508万2千円。公立高等学校授業料不徴収交付金434万2千円。

(4)道支出金であります。総額1億8,799万2千円、うち当初計上額1億7,359万2千円で、前年当初費1億2,375万円の減であります。主な計上額と致しまして、保険基盤安定制度負担金3,700万9千円。障害者等福祉負担金2,350万円。児童手当負担金1,005万7千円。重度・ひとり親家庭・乳幼児医療費補助金967万7千円。保育所運営費負担金961万9千円。農林水産業費関係補助金、追加分を含めてであります。6,323万8千円。電源立地地域対策交付金、追加分を含めてであります。1,012万4千円あります。

(5)繰入金であります。総額3億5,187万3千円で、当初計上額は3億4,477万3千円であり、前年当初比1億7,321万8千円の増となっております。主な計上額につきましては、教育振興基金繰入2,440万円。ふるさと創生事業基金繰入1,250万円。農林漁業振興基金繰入4,228万9千円。下水道事業整備促進基金繰入1,200万円。地域福祉基金繰入金783万円。公共施設等整備基金繰入、追加分を含めてであります。7,285万円、財政調整基金繰入1億8千万円あります。

(6)町債であります。総額4億4,770万円、うち当初計上額3億5,490万円で、前年当初比1億170万円の減であります。主な計上額につきましては、臨時財政対策債1億3,500万円。除雪機械等整備事業債、追加分を含めて、2,750万円。教育福祉施設等整備事業債1,790万円。消防施設整備事業債1,350万円。公有林整備事業債560万円。緊急防災減災事業債、消防緊急デジタル無線整備事業8千万円。スポーツセンター等耐震改修工事4,990万円。辺地対策事業債200万円。物産館整備事業債追加分を含めてであります。5,490万円。観光施設整備事業債、これも追加分であります。1千万円あります。更に過疎地域自立促進特別事業債、追加分を含めてであります。5,200万円。うち子ども医療費拡大助成事業1,050万円。橋梁長寿命化補修事業830万円。橋梁点検委託事業240万円。知内ダム管理費770万円。浄化槽設置整備事業610万円。地域材活動住宅助成事業500万円。物産館大規模改修事業、

基本設計委託、追加分であります。250万円。湯ノ里、ハマナス、漁家団地、居住促進事業220万円。知内高校アカデミック講習事業190万円。子育て支援交付金事業170万円。新規高卒者等雇用奨励助成150万円。カキVSニラまつり実行委員会助成130万円。知内高校各種検定料助成事業90万円であります。

3として、歳出であります。(1)人件費。給与各種報酬等であります。当初予算計上額8億346万3千円で、前年当初費178万円の減であります。歳出のうち、義務的な経費である人件費については、再任用制度の導入や職員交流、派遣などを踏まえた中で、これまでと同様に適正な定員配置に努めてまいります。なお、27年度においては、退職者2名に対し、新規採用5名を予定しております。人件費の減については、職員の退職に伴う減が主な要因となっております。

(2)一般行政経費。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力して参りました。しかし、物件費については、国内外の経済情勢等からの物価上昇による負担増に加え、電気料の増、補助費については、渡島西部広域事務組合負担金、新たに戸籍システム電算化共同運用負担金、道南ドクターヘリ運航経費負担金等の増により、昨年度に比べ増加している状況にあります。

アとして、物件費であります。当初予算計上額6億3,654万3千円、前年当初比4,219万2千円の増。イの維持補修費であります。6,158万2千円、前年当初比385万8千円の増。ウ、扶助費であります。当初予算計上額2億6,340万6千円、前年当初比890万5千円の増。エの補助費であります。当初予算計上額6億5,891万4千円、前年当初比1億709万円の増。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。2款総務費、総額5億1,642万3千円、当初計上4億9,112万3千円で前年当初比2億651万円の減であります。主な計上事業費は、複合施設周辺舗装整備3,370万円。庁舎照明LED化事業1,820万円。社会保障税番号制度にかかる総合システム改修事業1,040万円。矢越山荘管理運営事業991万2千円。大型車両庫屋根補修工事605万円。

3款民生費であります。総額5億7,436万9千円。当初計上額5億7,271万9千円で、前年当初費419万9千円の増であります。主な計上事業費は、社会福祉総務費7,227万5千円。老人福祉費9,327万6千円。心身障害者特別対策及び母子等福祉費1億1,814万9千円。介護保険費9,974万4千円。児童措置費、保育園児童手当であります。1億2,759万8千円。

4款の衛生費であります。総額2億7,702万4千円、当初同額計上であります。前年初費で1,290万2千円の増となっております。主な計上事業費は、各種検診等予防費で2,985万4千円。湯の里診療所管理運営費1,401万4千円。保健医療総合センター管理費1,012万8千円。清掃費負担金、渡島西部広域事務組合、渡島廃棄物処理広域連合であります。1億4,197万4千円となっております。

5款労働費、総額174万4千円で、当初予算同額計上であります。前年当初比2千円の減となっております。主な計上事業費は知内町新規高卒者等雇用奨励助成150万円であります。

6款農林水産業費、総額3億2,149万5千円、当初計上額3億469万5千円で、前年当初比3,909万9千円の増となっております。主な計上事業費は、国営土地改良事業償還金で4,723万3千円。多面的機能支払交付金事業2,270万5千円。知内ダム管理事業1,350万9千円。町有林整備事業1,500万円。さけ・ますふ化場河川水取水施設整備5,787万4千円、地域づくり総合交付金事業養殖漁場整備、塩蔵ワ

カメラ製造機器導入事業であります。1, 843万円。

7款商工費であります。総額1億4,699万6千円、うち当初計上額7,259万6千円で、前年当初比1,004万5千円で、前年当初費1,004万1千円の減となっております。主な計上事業費でございますが、物産館大規模改修事業基本実施設計委託、追加分であります。740万円。同じく物産館大規模改修工事、追加分であります。5千万円。こもれば温泉管理運營業務委託1,748万6千円。青函トンネル展望テラス、追加分であります。1千万円。雇用担い手対策事業300万円。地域資源利用魅力向上事業、追加分であります。200万円となっております。

8款土木費、総額3億4,942万円、当初計上額3億442万2千円で、前年当初比1,452万1千円の減となっております。主な計上事業費は、公共下水道事業特別会計繰出1億6,668万円、農業集落排水事業特別会計繰出2,197万6千円、橋梁長寿命化補修事業新知内橋ほか3橋2,420万円、橋梁点検委託尾出橋ほか6橋、700万円、浄化槽設置整備事業700万円、除雪機格納庫整備事業、追加分であります。2,604万8千円。社会資本整備総合交付金事業、追加分であります。アカシヤ・紅葉団地居住環境改善1,575万円、サクラ団地解体工事320万円となっております。

9款消防費、総額2億9,582万3千円で当初予算同額計上であります。前年当初比4,834万2千円の増となっております。主な計上事業費としては、消防救急デジタル無線整備事業8,013万5千円。防火水槽新設工事935万円。消火栓更新新設工事425万6千円となっております。

10款の教育費であります。総額8億1,076万5千円、当初計上額8億610万8千円となっており、前年当初比で8,575万7千円の増となっております。主な計上事業費は、スポーツセンター等耐震改修工事4,718万円。スポーツセンター等耐震改修工事管理業務委託280万円。湯ノ里小学校複合施設化事業1,797万円。特別支援教育支援事業で1,550万1千円。知内高校バス通学生徒交通費助成事業1,112万6千円。知内中学校トイレ環境整備事業500万円。知内中学校ICT教育環境整備事業470万円。

12款公債費であります。総額7億2,426万9千円で、当初予算同額計上であります。前年当初費212万円の減となっております。

以上、平成27年度の予算編成の基本的な考え方について説明をさせていただきました。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に歳出から款毎に順次担当課長より説明を求めます。

1款議会費、2款総務費、7款商工費の4目公園管理費、8款土木費の1目住宅管理費、9款消防費、12款公債費及び13款予備費については、総務企画課長。

次に3款民生費及び4款衛生費は、生活福祉課長。

次に5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費は、産業振興課長。

次に8款土木費及び11款災害復旧費は、建設水道課長。

次に10款教育費は、教育次長。この順で行います。

まず、最初に議案について、副町長から説明を求めます。

副町長。

#### ◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第29号、平成27年度知内町一般会計予算について。

平成27年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億2,422万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債であります。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

第4条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

このあと、各課長から予算の内容について説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、91ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目議会費7,065万2千円。前年比331万円の増であります。主な要因につきましては、7節共済費の議員共済負担金の率改定に伴う増と次のページの18節備品購入費の移動式音響システム購入にかかる増によるものであります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1億7,742万7千円。前年比780万8千円の減であります。主な要因につきましては、職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費までの人件費の減、7節賃金の臨時職員賃金の減、13節、次のページになりますが、13節委託料で、番号制度にかかる総合行政システム改修委託料1,040万円の増、14節使用料及び賃借料及び賃借料の財務会計システム及び総合行政システム利用料の増によるものであります。なお、総合行政システム改修委託料につきましては、総務企画課資料40ページに資料を掲載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、次のページです。2目会計管理費53万円で、前年同額となっております。

次のページです。3目財産管理費9,725万9千円、前年比2億4,673万3千円の減であります。主な要因は、13節委託料で、昨年の木質バイオマスボイラー施設と建設工事管理委託、それから、庁舎受電設備改修設計委託料の減、それと、公有財産台帳整備業務委託料、それから、矢越山荘管理委託料の増によるものと、それから15節工事請負費で、昨年の木質バイオマスボイラー施設等建設工事費2億4,500万円の減と今回のプール複合施設周辺舗装整備工事、除雪車車庫屋根補修工事費の増、それから、18節備品購入費で、昨年の木質資源貯蔵施設機器購入費6,400万円の減と今回の矢越山荘備品購入費700万円の増によるものであります。なお、矢越山荘購入予定の備品につきましては、総務企画課関係予算説明資料の10ページに掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次のページです。4目財政調整基金費771万2千円、前年比7万円の減であります。減債基金積立金から公共施設等整備基金積立金までの積立金利子等を計上してござい

す。

次のページです。5目公平委員会費9千円で、前年同額の計上でございます。

次のページ、6目企画総務費1,317万9千円、前年比1万5千円の増で、大きく変わるものではございません。

次のページです。7目計画調査費805万8千円、前年比790万3千円の増であります。要因は平成28年度からの新たなまちづくり総合計画策定にかかる経費の増によるものであります。

次のページ、8目広報費230万1千円、前年比33万6千円の増であります。要因は、原材料費アップによる広報費の印刷費の増によるものであります。

次のページです。9目交通安全対策費429万6千円で、前年比18万8千円の増であります。要因は、交通安全車の車検整備費の増によるものであります。

次のページ、10目公害対策費383万2千円、前年比33万円の減であります。要因は、昨年の公害監視車の車検整備費、タイヤ購入費の減によるものであります。

次のページです。11目地域会館管理費1,082万3千円、前年比1,442万1千円の減であります。要因につきましては、昨年の前浜及び渡島知内町内会館の改修費が減になったものであります。

次のページ、12目自治振興費2,872万9千円、前年比252万6千円の増であります。主な要因は、11節需用費のふるさと納税謝礼特産品購入費120万円、防犯灯移設費237万4千円、13節委託料の町制施行50周年記念映像撮影委託料216万円。19節負担金補助及び交付金の湯ノ里・ハマナス団地等空家居住促進事業助成金225万4千円の増、同じくコミュニティ整備事業助成金が昨年に比べ減になっているものであります。なお、コミュニティ整備事業につきましては、総務企画課関係32ページに資料を掲載してございますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次のページです。13目職員厚生管理費173万4千円。前年比20万1千円の減であります。要因は、職員総合検診の人間ドック対象者の減によるものであります。

次のページです。14目マイクロバス運営費141万円、前年同額の計上でございます。

次のページ15目諸費50万円、同じく前年同額の計上でございます。

次のページ、2項町税費、1目税務総務費3,971万9千円、前年比491万4千円で減であります。主な要因につきましては、職員の異動に伴う2節給料から4節共済費までの減によるものであります。

次に2目賦課徴収費1,103万円、前年比145万4千円の増であります。主な要因につきましては、13節委託料で昨年の総合行政システム保守委託料が減になったことと、昨年の固定資産税評価変え業務委託料が減になったものです。また、14節使用料及び賃借料のクラウド化に伴う、総合行政システム利用料の増による差引き増によるものであります。

次のページです。3項1目戸籍住民登録費6,305万6千円、前年比4,739万1千円の増であります。要因につきましては、13節委託料の戸籍システム共同運用導入委託料3,886万4千円。19節負担金補助及び交付金の戸籍システム共同運用負担金742万6千円の増によるものであります。

次に4項選挙費、1目選挙管理委員会費117万7千円、前年比大きく変わるものではございません。次に2目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費606万3千円、前年比同額の増であります。本年度実施予定の経費を計上したものでございます。

次に3目知内土地改良区総代選挙費107万7千円の計上で、今年度実施予定の経費を

計上したものでございます。

次に4目知内町議会議員選挙費666万8千円の計上で、今年度実施予定の経費を計上したものでございます。

次のページです。5目農業委員会選挙費、それから、次のページ、6目知内町長選挙費につきましては、今年度の計上はございません。

次に5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費321万2千円で、前年比223万6千円の増であります。要因は今年度実施される国勢調査にかかる経費の増によるものであります。

次に6項1目監査委員費132万2千円、前年比18万4千円の増であります。要因は研修旅費の増によるものであります。

次に166ページをお開きいただきたいと思います。166ページ、7款1項商工費、4目公園管理費268万2千円、前年比25万4千円の増であります。要因は13節委託料の一般管理業務委託料で合同納骨塚管理業務の増によるものが要因となっております。

次に176ページをお開きいただきたいと思います。176ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費438万4千円、前年比106万9千円の減であります。要因につきましては、15節工事請負費で昨年のスマレ団地給油配管改修工事がなくなったことによる減であります。

次のページです。9款1項1目消防費2億9,078万9千円、前年比5,944万8千円の増であります。要因につきましては、消防救急デジタル無線整備負担金7,900万1千円。それと、昨年の高規格救急自動車購入費2,941万1千円の減によるものが要因になってございます。

次のページです。2目災害対策費503万4千円。前年比1,110万6千円の減であります。主な要因は、昨年の15節工事請負費の防災行政無線等移設工事費1,100万円の減によるものであります。

次に211ページをお開きいただきたいと思います。211ページ、12款1項公債費、1目元金6億5,896万1千円。前年比661万2千円の増であります。本年度起債償還にかかる元金として計上してございます。

次のページです。2目利子6,530万8千円。前年比873万2千円の減であります。同じく本年度起債償還にかかる利子としての計上でございます。

次のページ、13款1項1目予備費300万円の計上で、前年同額の計上であります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

続いて、生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

125ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費7,227万5千円の計上で、前年度対比314万7千円の増額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費の人件費で職員の人事異動により、297万3千円の増。負担金補助及び交付金、北海道身障スポーツ大会負担金7万6千円の減。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金18万3千円の増が主なものです。

続きまして、127ページ、国民年金費7万9千円の計上で、前年対比1万2千円の増額であります。内訳につきましては、14節使用料及び賃借料の総合行政システム利用料1万2千円の増です。

128ページ、3目老人福祉費9,327万6千円の計上で、前年度対比1,897万1千円の減額であります。内訳につきましては、7節賃金10万9千円の減。8節報償費、高齢者の集いの講演料15万円の増。11節需用費43万3千円の減。主なものは、高齢者の集いの30万4千円の減。在宅福祉サービス車15万円の減です。それから、シルバースポーツ大会については5万3千円の増。13節委託料、高齢者等緊急一時保護事業費に6万円の増。14節温泉施設入浴優待使用料について、対象年齢引下げにより80万円の増。19節負担金補助及び交付金1,773万9千円の減。主なものは、高齢者等屋根雪下ろし事業助成の30万円の減。渡島養護老人ホーム改築負担金22万4千円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金1,721万5千円の減。28節後期高齢者医療特別会計繰出金174万3千円の減が主なものです。

続きまして、130ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費1億1,814万9千円の計上で、前年度対比747万3千円の増額であります。内訳につきましては、7節賃金子ども発達支援事業保育士賃金等で214万8千円の増。9節旅費、子ども発達支援事業に伴う職員の研修等で27万8千円の増。11節需用費、子ども発達支援事業研修会負担金等で7万4千円増。13節委託料、子ども発達支援事業委託料14万7千円の減。14節使用料及び賃借料、総合行政システム利用料で48万円の増。20節扶助費、障害者介護給付訓練等給付費で600万円の増。障害者介護医療費100万円の減が主なものです。

続きまして、5目介護保険費9,974万4千円の計上で、前年度対比502万6千円の増額であります。内訳につきましては、19節負担金補助及び交付金、介護ヘルパー養成講座受講料助成で50万円の増。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金の増が主なものです。

133ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,329万円の計上で、前年度対比64万円の増額であります。内訳につきましては、14節使用料及び賃借料、総合行政システム利用料66万1千円の増額が主なものです。

134ページ、2目児童措置費1億2,759万8千円の計上で、前年度対比67万2千円の減額になります。内訳につきましては、11節需用費、学童保育事業関係で26万6千円の増額。12節役務費8万7千円の増。13節委託料で216万1千円の減。14節使用料及び賃借料、総合行政システム利用料として28万6千円の増。18節備品購入、学童保育の備品ということで82万5千円の増が主なものです。

3目児童福祉施設費3,795万8千円の計上で、前年度対比754万4千円の増額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費で22万4千円の増。7節賃金、支援保育士176万4千円の増。15節工事請負費、湯の里保育所解体工事に550万円の増。18節備品購入で15万2千円の減が主なものです。

続きまして、137ページ、3項災害救助費、1目災害救助費に35万円の計上で、前年度同額です。

138ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に4,612万1千円の計上で、前年度対比180万5千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費で309万3千円の減額。19節負担金補助及び交付金でドクターヘリ運航経費負担金128万9千円の増が主なものです。

2目予防費2,985万4千円の計上で、5万円の減額であります。内訳につきましては、7節賃金、代替保健師賃金で20万円の増。9節旅費で1万7千円の減。12節役務費、住民総合健診等で51万7千円の減。13節委託料、生活習慣病検診委託料で11万

5千円の増が主なものです。

続きまして、141ページ、3目環境衛生費で786万9千円の計上で、前年度対比39万7千円の減額であります。内訳につきましては、7節賃金、蜂巣駆除等賃金で37万7千円の減。11節需用費、修繕費19万6千円の減。13節委託料、蜂巣駆除委託料で96万3千円の増。合同納骨塚委託料に3万円の増。19節負担金補助及び交付金、木古内火葬場利用料負担金として42万1千円の減額が主なものです。

142ページ、4目診療所費1,401万4千円の計上で、前年度対比8万2千円の減額であります。内訳につきましては、7節賃金の5万4千円の減。12節役務費2万円の減が主なものです。

5目保健医療総合センター管理費1,012万8千円の計上で、前年度対比28万1千円の増額であります。内訳につきましては、7節給料19万1千円の減額。11節需用費、光熱水費、修繕費等で80万円の増。13節委託料6万5千円の減。14節使用料及び賃借料については、行政システム利用料等で62万円の増。16節原材料、18節備品購入費、合わせて87万1千円の減額が主なものです。

2項清掃費、1目清掃費1億6,757万6千円の計上で、前年度対比1,419万8千円の増額であります。内訳につきましては、11節需用費43万3千円の増。13節委託料で73万2千円の減。19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金1,356万2千円の増。渡島廃棄物処理広域連合負担金91万9千円の増が主なものです。

3項上水道費、1目上水道費146万2千円の計上で、前年度対比75万7千円の増額であります。内訳につきましては、28節繰出金75万7千円の増額です。以上でございます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明の途中でありますが、暫時休憩します。

再開は2時55分とします。

（ 休憩 2時41分 ）

（ 再開 2時55分 ）

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、続いて、産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長（西野俊一）

146ページをお開きください。5款1項1目労働費に174万4千円を計上。前年度対比2千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に147ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に551万5千円を計上。前年度対比148万3千円の増で、主な要因は、9節旅費で委員の研修旅費の増によるものと13節委託料で、農地地図情報処理システムが農地台帳と連携が図られるよう改修するための委託料の増です。

次に148ページ、2目農業総務費に2,920万4千円を計上。前年度対比405万6千円の減で、主な要因は2節給料から4節共済費まで人件費の減です。

次に149ページ、3目農業振興費に8,659万4千円を計上。前年度対比158万9千円の増で、主な要因は19節負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金2,270万5千円の増と23節償還金利子及び割引料で、ダム償還金1,966万2千円の減によるものです。

次に151ページ、4目農地費に962万円を計上。前年度対比103万9千円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増によるものです。

次に152ページ、5目畜産振興費に25万円を計上。前年度対比20万円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、ヘルパー組合を利用する組合員の利用料の負担軽減を図るため、酪農ヘルパー事業助成金を新たに計上しております。

次に153ページ、6目農村活性化センター公園管理費に286万6千円を計上。前年度対比72万8千円の増で、主な要因は、11節需用費で、農村公園案内看板修理費50万円の計上。これは、国道沿いにあります農村公園案内看板が昨年11月の強風により大破したことによるものであります。

次に154ページ、7目知内ダム管理費に1,350万9千円を計上。前年度対比110万5千円の減で、主な要因は、11節需用費で取水放流設備の修理費の増と13節委託料で堆砂量測量調査が3年に1度の実施で、今年度は実施しないことによる減によるものです。

次に155ページ、2項林業費、1目林業総務費に1,794万7千円を計上。前年度対比76万円の増で、主な要因は、2節給料から4節共済費まで人件費の増と19節負担金補助及び交付金で各協議会等の負担金が増えたことによる増です。

次に156ページ、2目林業振興費に1,849万9千円を計上。前年度対比640万円の増で、主な要因は、11節需用費で木質資源貯蔵施設の修理費30万円を計上。15節工事請負費で、木質資源貯蔵施設通路舗装工事に80万円を計上。16節原材料費で、植樹祭箇所補植原材料の増、19節負担金補助及び交付金で、森林整備対策事業補助金が民有林施業計画量の増により増加。また、今年度新たにハンター資格等助成金40万円を計上しております。これにつきましては、予算説明資料見だし3の産業振興課関係の7ページをお開きください。見だし3の7ページでございます。この事業につきましては、以前から課題になっておりましたハンターの減少及び高齢化によりまして、ハンターが不足しているということで、ハンターの育成を目的としまして、新たに狩猟免許等を取得したのに対して、資格取得に要した経費を補助する事業となっております。事業内容につきましては、補助対象経費としまして、狩猟免許取得、銃砲所持許可取得経費等につきましては、銃砲装備経費、銃砲とか保管ロッカー等の経費につきましては、対象としておりまして、補助率につきましては、免許、それから、所持の許可等につきましては、支払った金額の10分の10、全額。それから、銃砲装備経費につきましては、購入金額ですけれども、上限を25万円と設けて考えております。補助の条件としましては、知内町鳥獣被害対策実施隊として従事していただくことを条件としております。事業費としまして、猟銃免許取得関連で5万5千円、銃砲処理許可関連で9万5千円、銃砲装備関連で25万円で、40万円を想定してございまして、1名を想定してございまして、手を挙げる方がいらっしゃいましたら、こちらの方を増やしていきたいと思っております。少なくとも1名ずつ目標としまして、取得していただくようなことで働きかけております。

次に議案に戻っていただきまして、予算書に戻っていただきまして、157ページ、3目造林事業費に1,507万2千円を計上。前年度対比2,713万7千円の減で、主な要因は13節委託料と15節工事請負費で昨年度町有林整備事業林道専用道工事を計上しておりましたが、その分が減となっております。

次に158ページ、4目水源林造成事業に10万6千円を計上。前年度対比2千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に159ページ、5目治山事業費に15万8千円を計上。前年度対比4千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に160ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に1,544万8千円を計上。前年度対比44万4千円の増で、主な要因は、2節給料から4節共済費まで人件費の増と19節負担金補助及び交付金で、各協議会等の負担金が事業割りが増えたことによる増です。

次に162ページ、2目水産振興費に8,990万7千円を計上、前年度対比5,876万円の増で、主な要因は、7節賃金で親水広場草刈賃金に10万6千円を計上。11節需用費で、漁港照明電気料が電気料金の値上げに伴う増。また、昨年、7節賃金と14節使用料及び賃借料に計上してありました維持補修賃金と重機借上料を今年度は魚道親水広場維持補修費として22万円を計上。13節委託料で、昨年、親水広場整備設計委託料750万円を計上していましたが、その分が減。18節備品購入費で、昨年、海難防止対策事業を実施しましたが、その分が減。19節負担金補助及び交付金で、昨年、補正で実施しました産地水産業強化支援事業が当初計上になったことにより増。また、水産備品保管倉庫整備事業115万円の計上。更に地域づくり総合交付金事業が増となっております。

次に163ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に1,336万4千円を計上。前年度対比20万7千円の増で、主な要因は2節給料から4節共済費まで、人件費の増と11節需用費から27節公債費まで、公用車の車検がないことによる減です。

次に164ページ、2目商工振興費に1,151万6千円を計上。前年度対比451万4千円の減で、主な要因は、8節報償費と9節旅費で、専門家謝金と旅費が減。19節負担金補助及び交付金で、昨年、地域産業資源活用推進事業417万1千円と中小企業融資補償料助成25万3千円を計上していましたが、その分が減となっております。

次に165ページ、3目観光費に1,094万6千円を計上。前年度対比332万6千円の減で、主な要因は、昨年7節賃金と16節原材料費でさわやかトイレ維持補修分を計上していましたが、今年度は11節需用費に合わせて計上しております。また、9節旅費と11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料で昨年、都市と地方との交流推進事業を計上していましたが、その分が減。13節委託料で、昨年、道の駅基本構想策定委託料を計上していましたが、その分が減。更に観光マップ政策委託料60万円を今年度計上しております。19節負担金補助及び交付金で、知内観光協会助成が71万1千円の増。青森県・函館ディスティネーションキャンペーン負担金50万円。新幹線木古内駅活用推進協議会負担金20万円を今年度計上しております。

次に167ページ、5目物産館管理費に984万6千円を計上。前年度対比7万4千円の減で主な要因は昨年7節賃金と16節原材料費で物産館維持補修分を計上していましたが、今年度は11節需用費に合わせて計上しております。また、19節負担金補助及び交付金で、物産館管理委託料が減となっております。

次に168ページ、6目健康保養センター管理費に2,424万2千円を計上。前年度対比258万8千円の減で、主な要因は、昨年7節賃金と16節原材料費で維持補修分を計上していましたが、今年度は11節需用費に合わせて計上しています。また、12節役務費で、温泉分析試験料15万3千円を計上。これは10年前に実施してありまして、だいぶ時間が経過したことから、今年度実施するものです。また、13節委託料で、昨年、温泉ポンプ保守点検委託料を計上してありましたが、隔年実施ということで、今年は実施していませんので、その分が減となっております。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

169ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に3,853万1千円で、前年度より589万円の増額となっております。これは、昨年度まで3人分の予算計上だった人件費を今年度4人分に増えたことによります。

次のページをお開きください。2目下水道整備費は、1億4,592万2千円で、前年度から1,134万1千円の減額となっております。19節負担金及び交付金で、浄化槽設置費補助金が340万円の減額。下水道事業特別会計の繰出金として780万円の減額となっております。

171ページでございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は303万3千円で、前年度より89万4千円の増額となっております。18節備品購入費で、測量機器の購入費として55万円の計上。11節需用費、27節公課費で、公用車車検にかかる経費の増額が要因となっております。

次のページをお開きください。172ページ、2目道路維持費が7,226万4千円で、前年度より679万6千円の減額となっております。昨年度、除雪ドーザの購入という大きな事業がありまして、総額が増えていたのですが、今年度は総額では減少しておりますが、節毎で見ますと、需用費が300万円の増額。これは昨年度まで修繕のため、賃金、使用料、原材料に分けて予算計上していたものを修繕費として、需用費に一括計上したことによると。それから、更に13節委託料では、除排雪業務委託料が昨年度まで2千万円の計上をしておりましたが、今年度は3,500万円となっております。今年度の道路維持に関する工事は、15節工事請負費に記載のとおり、5件予定してございます。工事箇所につきましては、説明資料見だし4の6ページを後ほどご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

次のページ、173ページでございます。3目橋梁維持費は3,224万1千円で、前年度比比較1,940万円の増額となっておりますが、昨年度実施橋梁に関しましては、補正予算で対応して、前倒しで発注した橋梁がございますので、実質工事額はほぼ前年度並みということでございます。今年度は、股瀬橋、新知内橋、フキリ橋、中ノ沢橋の調査設計工事を計画しております。

次のページ、174ページをお開きください。4目道路橋梁改良工事費は138万1千円で、前年度より1,737万6千円の減額となっております。今年度道路工事に関しまして、工事請負費で予算計上してございません。そのことが要因でございます。

次のページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費は666万6千円で、前年度より412万3千円の減額でございます。これは13節委託料で、昨年度山栗川の導流堤の調査委託をかけたのですが、その分を減したことによるものです。

次に210ページをお開きください。210ページ、11款災害復旧費、2項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害普及費に4万5千円を計上し、前年度より19万5千円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、北海道災害復旧促進協会負担金の減額によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、教育委員会次長。

◎ 教育次長（福井誠一郎）

179ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に

250万円の計上で、前年比54万円の増額となっております。主な要因につきましては、9節旅費で隔年実施しております教育委員の海外視察、道外研修視察の増額によるものでございます。

続きまして、180ページから182ページの2目事務局費、1億2,342万6千円の計上で、前年比552万9千円の増額となっております。主な要因につきましては、前年度で計上しておりました教職員住宅解体工事の終了に伴う減額と平成25年度から全額国の補助を受けて実施しておりますインクルーシブ教育システム構築事業にかかる増額、21節貸付金における奨学金では、前年度実績から推測して人数を少し多く見込んだ増額計上で、事務局費全体で差引き増額計上となるものでございます。

続きまして、183ページから184ページ、3目学校給食センター費に6,785万3千円の計上で、前年比248万9千円の増額となっております。主な要因につきましては、18節備品購入費の真空冷却器と保温保冷用食缶の更新による増額によるものでございます。

続きまして、185ページから187ページの2項小学校費、1目小学校管理費に7,465万8千円を計上で、前年比1,573万7千円の増額となっております。主な要因につきましては、11節需用費で電気料単価アップにかかる増額。15節工事請負費で、湯の里保育所の併設に伴う湯の里小学校改築工事と涌元小学校高圧ケーブル取替え工事にかかる増額。18節備品購入費の涌元小学校スクールバス更新にかかる増額によるものでございます。

続きまして、188ページ、2目教育振興費に896万7千円の計上で、前年比297万1千円の増額となっております。主な要因につきましては、18節備品購入費の教育教材用備品にかかる増額によるものでございます。

次に189ページから190ページの3項中学校費、1目学校管理費に3,521万9千円の計上で、前年比1,023万8千円の増額となっております。主な要因につきましては、11節需用費で電気料単価アップにかかる増額と15節工事請負費で、トイレの洋式化工事にかかる増額。18節備品購入費で、ICT教育環境整備にかかる増額によるものでございます。

次に191ページ、2目教育振興費に718万4千円の計上で、前年比96万4千円の増額となっております。主な要因につきましては、18節備品購入費のクラブ活動用備品の増額によるものでございます。

次に192ページから194ページ、4項高等学校費、1目学校管理費に2億5,977万3千円の計上で、前年比286万7千円の減額となっております。主な要因につきましては、前年度で計上しておりました高圧ケーブル取替え工事、屋外トイレ改修工事、生徒自転車置場改築工事の終了に伴う減額と1節報酬の時間講師と学校運営委員協議会委員の増員による増額。11節需用費で電気料単価アップによる増額。19節負担金補助及び交付金でバス通学生生徒の交通費全額助成及び民間下宿費の助成による増額によるもので、全体では、差引き減額計上となるものでございます。

次に195ページ、2目教育振興費に682万2千円の計上で、前年比114万4千円の増額となっております。主な要因につきましては、18節備品購入費の部活動用品の増額によるものでございます。

次に196ページから197ページの5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に5,374万5千円の計上で、前年比223万5千円の増額となっております。主な要因につきましては、1節報酬から4節共済費までは、職員の人件費にかかる増額と11節需用費の電気料

単価アップにかかる増額によるものでございます。

次に198ページ、2目教育振興費に70万3千円の計上で、前年比5万9千円の増額となっております。要因につきましては、18節備品購入費で、教育教材備品の増額によるものでございます。

199ページから200ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費に920万3千円の計上で、前年比58万円の減額計上となっております。主な要因につきましては、1節報酬から9節旅費まで、社会教育委員研修の減額と11節需用費の消耗品の減額によるものでございます。

次に201ページから202ページ、2目公民館費に2,906万円の計上で、前年比262万5千円の減額となっております。主な要因につきましては、11節需用費で電気料単価アップによる減額。昨年度計上しておりました備品購入費の公民館の機の更新事業の終了に伴う減額で、全体差引きで減額計上となっております。

次に203ページから204ページ、3目郷土資料館費に1,771万1千円の計上で、前年比12万9千円の増額となっております。主な要因につきましては、13節委託料で新しい文化財マップの作成に伴う増額と18節備品購入費の減額で、全体で差引き減額計上によるものでございます。

次に205ページ、4目青少年交流センター管理費に832万1千円の計上で、前年比206万6千円の減額となっております。主な要因につきましては、舎監報酬の減額によるもので、舎監につきましては、高等学校の校内研修コーディネーターの時間講師として稼働するため、高等学校予算に計上したことによる減額計上となるものでございます。

次に206ページ、5目文化交流センター費に406万2千円の計上で、前年比13万7千円の減額となっております。主な要因につきましては、13節委託料の小荷物の専用昇降機総合点検委託料の減額によるものでございます。

次に207ページから209ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に9,690万1千円の計上で、前年比5,230万5千円の増額計上となっております。主なものは、第1町民プール開設に伴う7節賃金で、第1町民プール監視員人件費の増額。8節報償費で水泳教室等の講師謝金の増額。11節需用費で電気料単価アップに伴う増額。14節使用料及び賃借料の圧雪車レンタル料の増額。15節工事請負費のスポーツセンター耐震改修工事と町営スキー場のゲレンデ拡張工事にかかる増額によるものでございます。以上で教育委員会予算説明終了させていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入並びに地方債の説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、1億3,929万円の計上で、前年比746万5千円の減であります。前年度実績見込み等を考慮しての計上でございます。

次のページです。2目法人2,711万1千円、前年比749万4千円の減額です。本年度収入見込みにより計上してございます。

次のページです。2項1目固定資産税4億2,266万3千円。前年比1,121万1千円の減でございます。本年度収入見込みにより計上してございます。

次のページです。2目国有資産等所在市町村交付金402万6千円、前年比21万円の増でございますが、本年度収入見込額の計上でございます。

次に3項1目軽自動車税、1, 121万2千円。前年比100万2千円の増であります。本年度収入見込額の計上でございます。

次に4項1目たばこ税、4, 211万円の計上で、前年比316万4千円の減であります。前年度実績を考慮しての計上でございます。

次に5項1目入湯税、274万円。前年比3万5千円の増であります。前年度実績を考慮しての計上でございます。

次に2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税に1, 050万円の計上で、前年度同額で収入見込みを計上してございます。

次に2項1目自動車重量譲与税に2, 200万円の計上で、前年比100万円の減でございます。本年度収入見込みの計上でございます。

次に3項1目地方道路譲与税1千円の計上で、前年度同額でございます。

次に3款1項1目利子割交付金100万円の計上で、前年度同額の計上でございます。

次に4款1項1目配当割交付金50万円の計上で、前年比20万円の増であります。本年度の収入見込みの計上でございます。

次に5款1項1目株式等譲渡所得割交付金に30万円の計上で、前年比21万円の増であります。本年度収入見込みの計上でございます。

次に6款1項1目地方消費税交付金に7, 200万円の計上で、前年比2千万円の増であります。これにつきましても、本年度収入見込みについて計上しているものでございます。

次に7款1項1目自動車取得税交付金に400万円の計上で、前年比50万円の増であります。本年度収入見込みの計上でございます。

次に8款1項1目地方特例交付金に60万円の計上で、前年比20万円の減であります。これにつきましても、本年度収入見込みの計上でございます。

次に9款1項1目地方交付税19億1, 049万5千円で、前年比1, 888万5千円の減であります。地方財政計画及び当町の特殊事情等を考慮し、計上してございます。なお、年度間では、19億5, 110万円を想定しているところであります。

次に10款1項1目交通安全対策特別交付金45万円の計上で、前年同額でございます。

次に11款分担金及び負担金、1項分担金、1目総務費分担金に22万7千円の計上で、小谷石デジタル放送中継局の整備事業分担金としての計上であります。

次に2項負担金1目総務費負担金に176万円の計上ありますが、前年同額でございます。

次に2目民生費負担金1, 339万9千円で、前年比54万9千円の減であります。内容は保育料負担金から老人福祉費負担金まで、それぞれ本年度収入見込みを計上しているものでございます。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料に20万円の計上ですが、前年同額で地域会館の使用料を計上しているものです。

次に2目民生使用料に173万8千円、前年比5万4千円の減であります。湯の里保育所使用料として計上しているものでございます。

次に3目農林水産業使用料に277万6千円、前年比3千円の増であります。農村活性化センター漁港使用料としてそれぞれ収入見込みを計上してございます。

次に4目商工使用料72万円で前年同額であります。墓地使用料、物産館使用料としての計上でございます。

次に5目土木使用料5, 225万1千円。前年比150万4千円の増であります。住

宅使用料から河川敷地使用料まで、それぞれ本年度収入見込みを計上してございます。

次に6目教育使用料1, 464万8千円の計上で、488万9千円の増であります。内容は高等学校入学検定料からプール使用料まで、それぞれ本年度収入見込みを計上してございますが、増の要因につきましては、高等学校授業料不徴収交付金制度の改正に伴い、高等学校授業料が増になるものでございます。

次に7目衛生使用料2万5千円の計上で、前年比同額の増であります。内容につきましては、合同納骨塚使用料として、本年度収入見込額を計上したものでございます。

次に2項手数料、1目総務手数料に169万1千円の計上で、前年同額であります。戸籍関係、税務関係の手数料の計上であります。

次に2目衛生手数料に668万円の計上で、28万3千円の増であります。内容は清掃手数料から狂犬病予防注射済票交付手数料まで、それぞれ収入見込額を計上してございます。

次に3目農林水産業手数料5千円の計上で、前年同額でございます。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に1億1,426万5千円の計上で、272万6千円の増であります。内容は保育所運営費負担金から母子負担衛生費国庫負担金まで、それぞれ本年度収入見込みの計上でございます。

次に2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に2,233万7千円の計上で、前年比62万1千円の減であります。内容は浄化槽設置整備国庫補助金から住宅耐震改修等国庫補助金まで、本年度事業にかかる補助金収入見込みを計上してございます。

次に2目教育費国庫補助金594万5千円で、前年比323万4千円の減であります。内容は特別支援教育就学奨励費補助金からへき地児童生徒援助費補助金まで、本年度収入見込みの計上でありますけれども、減の要因につきましては、制度改正により高等学校授業料不徴収交付金の減によるものであります。

次に3目民生費国庫補助金87万5千円、前年同額の計上であります。

次に4目総務費国庫補助金に779万8千円、前年比719万8千円の増であります。内容につきましては、社会保障税番号制度に伴うシステム改修補助金の本年度収入見込額の計上でございます。

次に5目農林水産業費国庫補助金3,858万3千円の計上で、前年比3,473万3千円の増であります。内容は産地水産業強化支援事業のさけ・ますふ化場取水施設整備事業補助金として計上するものであります。

次に3項委託金、1目総務費委託金に15万7千円の計上ありますが、本年度収入見込みの計上でございます。

次に2目民生費委託金138万9千円で、前年比9千円の増であります。内容は国民年金費委託金並びに児童福祉費委託金としての収入見込額の計上でございます。

次に3目教育費委託金508万2千円の計上で、前年比132万6千円の増であります。インクルーシブ教育システム構築モデル事業への収入見込みの計上でございます。

次に14款道支出金、1項導負担金、1目民生費導負担金で8,149万円の計上。前年比26万9千円の減であります。内容は社会福祉費道負担金から母子負担衛生費道負担金まで、それぞれ収入見込額を計上しているものでございます。

次に2項道補助金、1目総務費道補助金に4万2千円、前年比8千円の減であります。本年度収入見込みの計上でございます。

次に2目民生費道補助金1,284万4千円、前年比64万7千円の減であります。内容は社会福祉費道補助金から地域づくり総合交付金まで、それぞれ本年度収入見込みの

計上でございます。

次に3目農林水産業費道補助金5,323万円の計上で、前年比1億2,999万6千円の減であります。内容は農業費道補助金から水産業費道補助金まで、それぞれ本年度事業にかかる補助金収入見込額の計上でありますが、減の要因につきましては、昨年実施しました木質バイオマスボイラー施設等整備補助金並びに木質資源貯蔵施設整備補助金が減になったものでございます。

次に4目教育費道補助金97万6千円、前年比20万8千円の減であります。内容は放課後子ども教室推進事業への収入見込みの計上でございます。

次に5目衛生費道補助金16万5千円、前年比48万9千円の減であります。保険事業への収入見込みの計上でございます。

次に6目電源立地地域対策交付金612万4千円、前年比47万6千円の減であります。本年度の当初収入見込額の計上でございます。

次に7目商工費道補助金15万6千円、前年費1万6千円の減であります。消費者行政活性化事業への収入見込みの計上でございます。

次に3項委託金、1目総務費委託金に1,660万9千円、前年比815万5千円の増であります。内容は徴税費委託金から選挙費まで、それぞれ本年度収入見込みの計上でありますが、増の要因は、今年度の国勢調査にかかる統計調査費委託金、それと選挙費委託金の増によるものであります。

次に2目農林水産業費委託金6万2千円、前年同額の計上でございます。

次に3目商工費委託金63万5千円、前年比3万9千円の増であります。駐車公園トイレ維持管理委託金の収入見込みであります。

次に4目土木費委託金125万9千円で、前年比16万5千円の増であります。樋門樋管管理委託金にかかる本年度収入見込みの計上でございます。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に1,761万4千円、前年比2万3千円の増であります。内容は土地建物貸付収入並びに光ケーブル貸付収入で、本年收入見込みの計上でございます。

次に2目利子及び配当金303万5千円で、前年比4万3千円の減であります。財政調整基金利子から公共施設等整備基金利子まで、それぞれ本年收入見込額を計上しているものでございます。

次に2項1目財産売払収入380万円、前年比720万円の減であります。内容は町有林売払収入として本年度の見込額を計上しているものでございます。

次に16款1項1目寄附金300万円、前年比280万円の増であります。内容はふるさと納税の本年度収入見込みの計上でございます。

次に17款繰入金、1項1目特別会計繰入金に4千円、前年同額の計上でございます。

次に2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3億4476万9千円、前年比1億7,321万8千円の増であります。内容は教育振興基金繰入金から財政調整基金繰入金まで、それぞれ本年度事業実施に伴う財源として計上するものでございます。

次に18款1項1目繰越金から次のページ、19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、次の2目加算金、その次の2項預金利子、1目預金利子、次の3項貸付金元利収入、1目民生貸付金元利収入、次のページの2目学校給食センター、貸付金元金収入、これにつきましては、すべて前年度同額の計上になってございます。

次に3目奨学資金貸付収入1,200万円の計上で、前年比155万円の減でございます。内容は奨学資金貸付収入として、本年の収入見込額を計上したものでございます。

次に4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入に490万円。前年比40万円の増でございますが、内容は簡易郵便局事務受託収入の見込額の計上でございます。

次に2目民生費受託事業収入に99万3千円、前年比2万8千円の増であります内容は後期高齢者医療広域連合からの健康診査等にかかる受託事業収入の見込額の計上でございます。

次に5項1目雑入に1,558万9千円。前年比285万5千円の減であります。内容はそれぞれ本年度収入見込額の計上でございますけれども、減の要因につきましては、知内ダム償還金の減によるものでございます。

次です。2目診療所収入1,382万4千円。前年比13万2千円の減であります、本年度湯ノ里診療所収入見込みによる計上でございます。

次に20款1項町債、1目臨時財政対策債に1億3,500万円。前年比1,130万円の減であります。本年度地方財政計画に基づき計上してございます。

次に2目土木債1,830万円。前年比1,650万円の減であります。内容は過疎地域自立促進特別事業債並びに除雪機械等整備事業債で、それぞれ本年度事業実施に伴い計上するものでございます。

次に3目教育債7,260万円、前年比5,780万円の増であります。内容は過疎地域自立促進特別事業債から教育福祉施設等整備事業債まで、それぞれ本年度事業実施に伴い計上しているものでございます。

次に4目消防債9,350万円、前年比4,490万円の増であります。内容は消防施設整備事業債から緊急防災減災事業債まで、それぞれ本年度事業実施に伴う計上でございます。

次に5目民生債1,220万円。前年同額の計上でございます。内容は過疎地域自立促進特別事業債で、子ども医療費拡大事業分、子育て支援交付金分として計上しているものでございます。

次に6目農業債770万円。前年比20万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業債として、基幹水利施設管理事業への計上でございます。

7目労働債150万円。前年同額でございます。新規高卒者等奨励事業としての計上でございます。

8目林業債1,060万円。前年比560万円の増であります。内容は知内町地域材活用住宅助成事業町有林整備事業へのそれぞれ充当するための計上でございます。

次に9目総務債220万円。前年比1億7,920万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業債として、湯ノ里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業への計上であります。なお、減の要因につきましては、昨年の木質バイオマスボイラー施設等整備事業分の減によるものであります。

次に10目商工債130万円。前年比同額の増であります。カキニラ祭り実行委員会助成の計上でございます。

次に11目衛生債、その次の12目水産業債につきましては、本年度計上はございません。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債であります。臨時財政対策債1億3,500万円、過疎地域自立促進特別事業債4,950万円、除雪機械等整備事業債150万円、緊急防災減災事業債1億2,990万円、辺地対策事業債200万円、教育福祉施設等整備事業債1,790万円、消防施設整備事業債1,350万円、公有林整備事業債560万円、それぞれ計上するものであります、記載の方法、利率、償還の

方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで一般会計の説明が終わりました。

---

● 議案第30号 平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第30号、『平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第30号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,487万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4千万円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用。

この後、生活福祉課長から内容について説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、歳出より説明致します。32ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に295万8千円の計上で、前年度対比110万2千円の減額であります。内訳につきましては、13節委託料の国保情報データベースシステム改修委託料59万4千円の減。被保険者証レイアウト改修委託料16万2千円の減。14節総合行政システムクラウド化利用料12万4千円の増が主なものです。

続きまして、33ページ、2目連合会負担金58万5千円の計上で、前年度対比10万9千円の減額であります。内訳につきましては、19節負担金補助及び交付金で、国保連合会負担金等で10万9千円の減額です。

2項徴税费、1目付加徴税费に305万9千円の計上で、前年度対比77万円の増額であります。内訳につきましては、9節旅費に研修費に6万円の増。13節委託料25万9千円の減。14節使用料及び賃借料で総合行政システム利用料119万2千円の増。19節負担金補助及び交付金15万4千円の減が主なものです。

続きまして、35ページ、3項運営協議会費、1目運営協議会費44万3千円の計上で、

前年度対比4万1千円の増額であります。内訳につきましては、1節報酬、9節旅費の増額です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度3億9千万円の計上で、前年度同額であります。

続きまして、37ページ、2目退職被保険者療養給付費2,300万円の計上で、前年度対比300万円の増であります。前年度実績見込みによる計上でございます。

3目一般被保険者療養費450万円の計上で、前年度同額であります。

39ページ、4目退職被保険者療養費15万円の計上で、前年度同額であります。

5目審査支払手数料107万3千円の計上で、前年度同額であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費5千万円の計上で、前年度同額であります。

2目退職被保険者高額療養費250万円の計上で、前年度同額であります。

3目一般被保険者等高額介護合算療養費1千円の計上であります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費1千円の計上であります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費7万円の計上で、前年度同額であります。

2目退職被保険者移送費3万円の計上で、前年度同額であります。

4項助産諸費、1目出産時一時金420万円の計上で、前年度同額であります。

2目出産時一時金支払手数料3千円の計上であります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費45万円の計上で、前年度同額であります。

3款後期高齢者支援等、1項後期高齢者支援等、1目後期高齢者支援金7,496万9千円の計上で、前年度対比348万5千円の減額であります。前年度負担見込額の計上です。

51ページ、2目後期高齢者関係事務費拠出金6千円の計上で、前年度対比2千円の減額であります。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金3万8千円の計上で、前年対比2万7千円の減額であります。

続きまして、53ページ、2目前期高齢者関係事務費拠出金6千円の計上で、前年度対比4千円の減額であります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健医療拠出金、1目老人保健医療拠出金3千円の計上で、前年度同額であります。

2目老人保健事務費拠出金4千円の計上で、前年度対比1千円の減額であります。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金3,248万7千円の計上で、前年度対比335万4千円の減額であります。本年度負担金の見込額を計上しております。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金1,460万8千円の計上で、前年度対比215万9千円の減額であります。本年度負担見込額の計上でございます。

2目共同事業事務費拠出金1千円の計上で、前年度同額であります。

3目保険財政共同安定化事業拠出金1億5,722万4千円の計上で、前年度対比8,862万円の増額になります。拠出金の下限が従来30万円以上だったものが、下限がなくなったことによる増額であります。

4目保険財政強度安定化事業事務費拠出金1千円の計上であります。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費660万1千円の計上で、前年度対比176万9千円の減額であります。内訳につきましては、11節需用費8万3千円の増額。12節役務費5万3千円の減額。13節委託料59万5千円の減。14節使用料

及び賃借料49万8千円の増。18節備品費で保健活動車170万円の減が主なものです。

この後の62ページからの9款基金積立金から67ページの12款予備費まで前年度同額のため、省略します。

引き続き、歳入を説明しますので、7ページをお開きください。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1億4,045万5千円の計上で、前年度対比368万9千円の増額であります。本年度徴収見込額を計上しております。

続きまして、8ページ、2目退職被保険者、国民健康保険税867万7千円の計上で、前年度対比115万の減額であります。本年度徴収見込みによるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料8万円の計上で、前年度同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1億3,927万6千円の計上で、前年度対比1,323万8千円の増額であります。本年度収入見込額を計上しております。

2目高額医療費、共同事業負担金365万2千円の計上で、前年度対比53万9千円の減額であります。本年度見込額の計上でございます。

3目特定健診等負担金131万6千円の計上で、前年度対比2万4千円の減額であります。本年度見込額を計上しております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金9,768万円の計上で、前年度対比1,006万8千円の増額であります。本年度それぞれ普通調整交付金、特別調整交付金の本年度交付見込額による計上でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金2,007万7千円の計上で、前年度対比543万6千円の増額であります。本年度交付見込額による計上でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金1億304万円の計上で、前年度対比4,908万6千円の減額であります。社会保険診療報酬支払金から交付見込みによるものでございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金365万2千円の計上で、前年度対比53万9千円の減額であります。今年度負担金の収入見込みによるものです。

2目特定健診等負担金131万6千円の計上で、前年度対比2万4千円の減額であります。本年度負担金の収入見込みによるものでございます。

続きまして、18ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金4,132万7千円の計上で、前年度対比305万円の増額であります。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金1億7,216万1千円の計上で、前年度対比9,613万7千円の増額であります。これについては、保険財政共同安定化事業交付金の本年度増による見込みでございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1千円の計上でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に4,165万1千円計上で、前年度対比18万3千円の増額であります。本年度繰入見込額によるものでございます。

9款繰入から30ページの11款諸収入まで、前年度同額の計上でありますので、説明を省略させていただきます。

引き続き、31ページをお開きください。31ページです。11款諸収入、3項雑入、5目雑入、本年度41万円の計上で、前年度対比2万円の減額です。以上で説明を終わら

させていただきます。よろしくお願いいたします。

---

● 議案第31号 平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第31号、『平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第31号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,129万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

この後、生活福祉課長から内容を説明致します。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

歳出より説明致します。12ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に251万2千円の計上で、前年度対比20万9千円の増額であります。内訳につきましては、13節委託料90万5千円の減。14節使用料及び賃借料に総合行政システム利用料111万4千円の増が主なものです。

続きまして、13ページ、2項徴収費、1目徴収費、27万4千円の計上で、前年度対比3千円の増額であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に5,850万9千円の計上で、187万9千円の減額であります。これについては、北海道後期高齢者医療連合会の負担金でございます。

この後、15ページから保険料還付金から17ページの予備費まで、前年同額のため、省略させていただきます。引き続き、歳入を説明致します。

5ページをお開きください。歳入です。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料3,434万3千円の計上で、前年度対比7万6千円の増でございます。本年度収入見込額によるものです。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項督促手数料、1目督促手数料1千円の計上です。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,695万円の計上で、前年度対比174万3千円の減額であります。事務費繰入に489万9千円。保険基盤安定繰入として、2,205万1千円を本年度見込みによるものでございます。

次に8ページの繰越金から11ページの雑入まで、前年度同額のため、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長から訂正の申し出があります。許します。

◎ 副町長（網野 真）

大変申し訳ございません。只今、生活福祉課長から説明致しました、後期高齢者医療特別会計予算の関係で、14ページをお開きいただきたいと思います。歳出14ページでございますけれども、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、1項のところの後期高齢者医療広域で抜けてございますけれども、款と同様に後期高齢者医療広域連合納付金でございますので、文字が脱字してございましたので、大変申し訳ございません。記入方よろしくお願ひしたいと存じます。

---

● 議案第32号 平成27年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第32号、『平成27年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第32号、平成27年度知内町介護保険特別会計予算について。

平成27年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ4億8,504万5千円。介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ346万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定める

第3条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

この後、生活福祉課長から内容について説明をさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

歳出よりご説明致します。31ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に667万1千円の計上で、前年度対比237万円の増額であります。内訳につきましては、11節需用費15万5千円の減。13節委託料、介護保険システム改修事業として277万1千円の増が主なものです。

次に2項徴収費、1目賦課徴収費に10万2千円の計上で、前年度対比1千円の増額であります。

3項介護認定審査会、1目介護認定審査会371万1千円の計上で、前年度対比19万7千円の増額であります。認定審査会共同負担金でございます。

続きまして、2目認定審査費298万7千円の計上で、前年度対比25万8千円の減額

であります。12節役務費の医師意見作成手数料の減。13節要介護認定調査委託料の減が主なものでございます。

4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費に8万5千円の計上で、前年度対比4万円の減額であります。運営協議会の回数の減によるものです。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等給付費に4億3,063万4千円の計上で前年度対比1,416万4千円の増額であります。本年度給付見込額によるサービス給付費の額でございます。

2項高額介護サービス等給付費、1目高額介護サービス等給付費1千万円の計上で、前年度対比250万円の増額であります。本年度給付見込額による増額でございます。

続きまして、2目高額合算介護サービス等給付費200万円の計上で、前年度対比10万円の減額であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料50万円の計上で、前年度同額であります。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金434万2千円の計上で、前年度対比434万1千円の増額であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費942万2千円の計上で、前年度対比105万8千円の増額であります。内容につきましては、2節給料から4節共済費の人件費で86万1千円の増。8節報償費17万3千円の増が主なものです。

続きまして、42ページ、2目一次予防事業費325万円の計上で、前年度対比11万9千円の増額であります。報償費転倒予防事業費、認知症対策事業費が主な要因になっております。

3目総合事業費精算金10万円の計上で、前年度対比の10万円の増額であります。総合事業費精算金として10万円を計上しております。

続きまして、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費1,004万9千円の計上で、前年度対比2万9千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費の人件費で、24万9千円の増。9節旅費に研修旅費に11万5千円の増。13節委託料64万2千円の減。14節使用料及び賃借料に23万4千円の増が主なものでございます。

2目任意事業費116万9千円の計上で、前年度対比2万1千円の増額であります。家族介護支援事業で10万円の減。青年後見制度事務委託料で12万1千円の増となっております。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金に2万円の計上で、前年度同額であります。

2目償還金1千円の計上です。

続きまして、48ページ、3目第1被保険者還付金についても、1千円の計上です。

2項繰出金、一般会計繰出金1千円の計上でございます。

引き続き、歳入を説明致しますので、5ページをお開きください。歳入です。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料9,356万3千円の計上で、前年度対比2,142万1千円の増額であります。本年度収入見込額を計上しております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1万円の計上で、前年度同額であります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金7,666万4千円の計上で、前年度対比223万円の増額であります。本年度の収入見込額によるものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金2,880万4千円の計上で、前年度対比107万7

千円の増額であります。財政調整交付金として見込んでおります。

2目地域支援事業（介護予防事業）交付金138万4千円の計上で、前年度対比2万円の減額であります。介護予防事業費の計上でございます。

3目地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）交付金305万9千円の計上で、前年度対比22万3千円の増額であります。

4目介護保険事業補助金138万5千円の計上で、前年度対比138万5千円の増額であります。介護保険事業補助金として、介護保険システムの改修によるものの補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付交付金1億2,850万9千円の計上で、前年度対比480万4千円の増額であります。第2号被保険者の給付見込額の計上でございます。

2目地域支援事業交付金160万5千円の計上で、前年度対比2万4千円の減額であります。介護予防の見込みによるものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金6,735万4千円の計上で、前年度対比315万3千円の増額であります。介護給付費本年度収入見込額による計上でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業（介護予防事業）交付金69万2千円の減額で、前年度対比1万円の減額であります。介護予防事業費の見込額による計上でございます。

2目地域支援事業（包括支援事業・任意事業）交付金152万9千円の計上で、前年度対比11万1千円の増額であります。包括的支援事業・任意事業の見込額の計上でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、前年度対比で1千円の減額です。本年度は当初では計上しておりません。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金5,539万2千円の計上で、前年度対比207万円の増額であります。介護給付費の給付見込額を計上しております。

2目地域支援事業（介護予防事業費）交付金69万2千円の計上で、前年度対比1万円の減額であります。介護予防費として計上しております。

3目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金152万9千円の計上で、前年度対比11万1千円の増額であります。

4目その他一般会計繰入金1,940万5千円の計上で、前年度対比224万3千円の増額であります。事務費繰入金として計上しております。

2項基金繰入、1目介護保険事業基金繰入金1千円の計上で、前年度対比1,374万8千円の減額であります。なお、基金については、現在1,117万1千円の残額があります。

3項介護サービス事業勘定繰入金、1目介護サービス事業勘定繰入金346万1千円の計上で、前年度対比57万1千円の減額であります。介護サービス事業勘定繰入金として計上でございます。

このあと、24ページの繰越金から30ページ雑入まで、前年度同額のため、説明を省略させていただきます。

次に介護サービス事業勘定を説明致します。55ページをお開きください。1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金346万1千円の計上で、前年度対比57万1千円の減額であります。

次に54ページをお開きください。歳入です。1款サービス収入、1項予防給付費収入、

1目居宅支援サービス計画費収入346万1千円の計上で、前年度対比57万1千円の減額であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

● 議案第33号 平成27年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第26、議案第33号、『平成27年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第33号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

平成27年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,316万2千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、内容について、建設水道課長からご説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

歳出からご説明致します。11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,092万6千円で、前年度から366万8千円の減額でございます。これは、昨年度まで人件費を2名分計上しておりましたが、今年度から1名分にしたことによります。

次のページをお開きください。2目施設維持費5,103万7千円で、前年度から135万円の減額でございます。これは13節委託料で、電気設備更新工事実施設計完了による減額が大きな要因でございます。なお、昨年度まで、修繕関係予算を賃金、使用料、原材料費で分割して計上しておりましたが、今年度より需用費で一括計上してございます。

13ページご覧ください。2款公債費、1項公債費、1目元金7,458万9千円で、前年度から764万9千円の減額でございます。

次のページをお開きください。14ページでございます。2目利子に1,661万円で、前年度から129万4千円の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明致します。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項手数料、1目下水道使用料が3,610万円で、前年度と同額計上をしてございます。

次のページをお開きください。2項手数料、1目手数料が38万円で、前年より1万8千円の増額です。これは浄化槽で手数料の増額を見込んでございます。

7ページをご覧ください。2款国庫支出金、1項国庫補助金が0円で、昨年度より180万円の減額です。

次のページをお開きください3款繰入金、1項一般会計繰入金が1億1,668万円で、前年度より1,217万9千円の減額となっております。

続きまして、9ページ、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、10ページ、5款諸収入、2項雑入、2目雑入、共に昨年と同額の1千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第34号 平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第27、議案第34号、『平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第34号、平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,468万9千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、建設水道課長から内容について、説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

12ページをお開きください。まず、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が10万2千円で、昨年と同額の計上でございます。

次のページをお開きください。2目施設維持費は792万1千円で、前年度より95万円の増額です。これは、需用費で電気料金値上げ分と修繕費を計上したことが要因となっております。

14ページ、ご覧ください。2款公債費、1項公債費、1目元金は1,388万9千円で、前年度より123万円の減額でございます。

次のページ、15ページをご覧ください。2目利子が277万7千円で、前年度より36万4千円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項手数料、1目下水道使用料は270万円で、前年度から1万円の増額でございます。今年度の決算見込み分を計上してございます。

次に6ページをご覧ください。2項手数料、1目手数料料で工事検査手数料として、昨年と同額の1万円でございます。

続きまして、7ページ、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、2,197万6千円で、前年度から434万6千円の増額でございます。これは次のページの基金繰入金が減少したことによるものでございます。

次のページ、8ページでございます。2項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金

繰入金が0円でございます、昨年度より500万円の減額です。

9ページをご覧ください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1千円。

次のページ、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、その次のページ、5款諸収入、2項雑入、2目雑入、ともに昨年と同額の1千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

## ● 議案第35号 平成27年度知内町水道事業会計予算について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第28、議案第35号、『平成27年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第35号、平成27年度知内町水道事業会計予算について。

第1条、総則でございます。平成27年度知内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数2,162戸。年間総給水量885,000m<sup>3</sup>。1日平均給水量2,425m<sup>3</sup>。主要な建設改良事業、浄水施設改良費に3,050万円。配水設備改良費2,660万円。営業設備費938万4千円。消火栓設置費430万円。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収入と致しまして、1款水道事業収益、合計1億4,345万円でございます。内訳は1項営業収益1億288万3千円。2項営業外収益2,056万5千円。3項特別利益2千円でございます。

2ページをご覧ください。支出でございます。1款水道事業費用、合計1億2,168万5千円。1項営業費用1億1,315万1千円。2項営業外費用753万4千円。3項予備費100万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,341万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額492万4千円、減債積立金752万1千円、過年度損益勘定留保資金6,097万1千円で補填するものとする。

収入でございます。1款資本的収入488万9千円でございます。内訳は、1項他会計補助金で58万9千円。2項工事負担金で430万円です。

支出でございます。1款資本的支出、合計7,830万5千円。1項建設改良費で7,078万4千円。2項企業債償還金で752万1千円でございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費3,064万1千円でございます。

第6条、他会計からの補助金。営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は146万2千円である。

第7条、たな卸資産購入限度額。棚卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

5ページをお開きください。平成27年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入について、ご説明致します。1款水道事業収益が1億4,345万円でございます。前年度比較およそ350万円の増を見込んでございます。これは1項営業収益、1目給水収益で前年度比200万円の増加を見込み、2項営業外収益、3目長期前受金戻入で100万円の増加となっております。

次に7ページをお開きください。収益的支出でございます。1款水道事業費用が1億2,168万5千円で、昨年度から1,450万円の増加となっております。主な要因と致しまして、1目原水及び浄水費の4節委託料で電気計装保守点検費が点検項目の増加とそして、新たに今年度限りでございますが、湯ノ里浄水場の配水池内部の清掃を予算に盛り込んでございます。これで140万円の増加でございます。7節修繕費で決算見込みに近い金額で予算計上したことにより120万円の増加となっております。また、2目配水及び給水費では、次のページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。7節委託料で、水道管の埋設地を示す標識の損傷が激しいことから補修業務委託を計上したことによって56万円の増加。8節修繕費で仕切り弁の交換業務を計上したことにより80万円の増加となっております。3目の総掛費につきましては、ほぼ昨年並みの計上でございます。

次に9ページをご覧ください。4目減価償却費、これは湯ノ里浄水場の改修工事による減価償却がはじまりまして、5,436万2千円と昨年度から600万円の増加。また、5目資産減耗費では、固定資産除却費が200万円の増加となっております。

次のページ、10ページをお開きください。2項営業外費用のうち、1目支払利息は393万4千円で、湯ノ里浄水場改修工事分の利息償還が始まりまして、昨年度より120万円の増加でございます。

3目消費税は、昨年度、湯ノ里浄水場改修工事があり、仮払い消費税が大きくなるため、還付を見込んだ予算だったため1千円の計上でございましたが、今年度は納付見込額350万円の計上で、350万円の増加となっております。

続きまして、11ページでございます。資本的収入でございます。1款資本的収入は、1項他会計補助金、2項工事負担金として488万9千円の計上でございます。

次のページをお開きください。12ページでございます。1款資本的支出は7,830万5千円でございます。内訳は1項建設改良費、1目上水施設改良費として3,050万円。浄水場の電気計装設備の更新工事として1,990万円。湯ノ里浄水場非常用発電機更新工事として140万円。湯ノ里浄水場の外構工事として920万円の計上でございます。

2目配水設備改良費では、配水管更新工事と知内橋の添架管を吊っている金物の更新工事として合わせて2,660万円を計上しております。また、4目消火栓の更新工事では、4箇所分として430万円の計上をしております。なお、湯ノ里浄水場の外構工事の内容、消火栓の更新箇所及び配水管更新箇所につきましては、建設水道課説明資料身だし4の12ページから14ページを後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に13ページでございます。平成27年度水道事業予定によるキャッシュフローの計算書でございます。1、営業活動によるキャッシュフローは、当期純損益から支払利息等支払額までの合計でプラス7,071万4千円となります。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費にかかるもので、マイナス6,097万円となります。

次に14ページをご覧ください。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還としてマイナス752万1千円。1の営業活動、2の投資活動、3の財務活動の合計で、平成27年度資金増加額が222万3千円となりまして、資金期末残高見込額が3億7,

388万5千円と見込んでおります。

次に24ページをお開きください。平成27年度の予定損益計算書でございます。1、営業収益では、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益まで、合計が1億1,382万4千円でございます。2の営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで、合計致しまして1億1,162万円。営業利益として220万4千円となります。続きまして、3項営業外収益でございます。(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合計して2,056万1千円。4の営業外費用が支払利息として393万4千円。営業外収益と営業外費用の差引きが1,662万7千円でございます。以上から経常利益、当年度純益が1,883万1千円となります。前年度の繰越利益剰余金66万5千円、その他未処分利益剰余金が1億8,637万2千円で当年度未処分利益譲与金2億586万8千円を予定しております。平成27年度の予定貸借対照表については説明を省略させていただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

以上で、一括議題の27議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の27議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することに致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

暫時休憩致します。

休憩取消し、会議を開きます。

休憩中に平成27年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告します。

委員長に森永勉君、副委員長に谷口康之君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定をしました。

---

#### ● 散会宣言

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。3月15日は、休会の日ですが、サンデー議会開催のため、特に会議を開くこととしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、3月15日は会議を開くことに決定をしました。

なお、会議時間は午前9時30分であります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会致します。どうもご苦労様でした。

( 散会 午後 4時30分 )